

只木ゼミ 前期第3問検察反対尋問レジュメ

文責：4班

1. 弁護レジュメ1頁21行目「行為者の主観によって急迫性が否定された場合、過剰防衛も成立の余地がなくなるのであり、保護に値しない侵害者の利益に対する侵害ゆえの違法性阻却という正当防衛の正当化根拠に妥当しない。」とあるが、いずれの見解に立っても急迫性が認められなければ、保護に値しない侵害者の利益はそもそも認められず、過剰防衛も認められない。この部分についてB-2説に対する固有の批判として言いたいことは何か、より詳細に教えていただきたい。
- 5
2. 弁護レジュメ1頁28行目「違法性阻却は、行為者の不明確な主観的事情に影響されることなく、客観的状況から事実的になされるべき」とあるが、このように考えると偶然防衛の事例において正当防衛が成立することとなってしまう不当ではないか。
- 10
3. 弁護レジュメ1頁26行目以下で、急迫性を「客観的状況から事実的になされるべき」とするB-1説を採用しているが、この説においてあらかじめ侵害を予期し、その機会を利用して積極的に相手を攻撃しようとする「積極的加害意思」がある場合でも、なお「急迫性」を肯定できるか。もし否定するなら、結局のところ、急迫性の判断において「行為者の主観」を考慮せざるを得ないことになり、弁護側の理論と矛盾しないか。
- 15

以上